

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年11月17日（平成27年（行個）諮問第181号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行個）答申第25号）

事件名：本人が提出した差押え依頼書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H20.3.7に提出した差し押え依頼書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成27年6月19日付け特定記号1-269により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の趣旨により審査請求を行う。

国税を差し押さえされた経緯は、税務署職員の指導の下、商工会特定個人Aが不正な申告書を作成したばかりか、調査に来た特定職員Bも、平成16年分売掛金を当初申告時金額1,010,940円とし、平成17年分更正の請求金額を減額する操作を行ったため、自主納税ができなかった事象を公表し、特定個人企業C及び審査請求人の信用回復を図る。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人は、審査請求書及び意見書に資料を添付しているが、その内容は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 書証16の1頁ないし5頁にあるように、平成20年に13,115円が代金引換となったが、以前はなっていなかった。

青色申告制度（書証7の2頁）によると、更正の制限・理由の付記「税務署は帳簿書類を実際に調べて誤りを具体的に示さなければ更正・決定をすることができません。」とある。

特定記号1-41平成19年2月26日付け（書証7の1頁）において、確定（修正）申告書（第一表）整理欄の「A」及び「K」を不開示として、青色申告制度に反し、特定職員Bが行った課税を検証できなくしている。

しかし、添付したCDの特定税務署特定職員Bファイルでは、「平成16年売掛金を1,010,940円」と説明している（書証11の1頁・特定職員B作成）。1,010,940円は、平成16年12月16日から31日までの金額で、同年11月16日から12月20日までの2,175,043円が抜けた金額と異なっている（書証11の6頁参照）。この決算は、現金主義にも発生主義にも当たらないが、CDの特定税務署特定職員Bファイルの中で、発生主義で決算を行ったと主張した虚偽の課税である。

書証1の1頁、修正申告猶予のお願いを平成18年6月12日に特定税務署へ持参し、特定職員D・特定職員Bに特定商工会特定個人A作成の平成13・15・16年の修正申告及び17年分更正の請求に誤りがあり、直ちに納税できない説明をしたが、理解されず受付印をももらえなかった。特定税理士Eに平成11年より見直しを依頼したが、二重帳簿を作成し虚偽の説明をされた（書証14の7頁）。

引き続き特定商工会に説明を求めたところ、各入力に不適當なところが多数見つかったが、回答書類上は決算の誤りを認めず、CDの商工会の主張ファイルでは、特定商工会特定個人F・特定個人Gが誤りを認めている。

書証5の1頁では、「商工会による記帳指導業務による記帳申告指導は、自主記帳・自主申告が基本姿勢であります。」と特定記号第225号での回答と矛盾する。書証5の6頁は、平成13年当初決算と修正申告の差異で、増減金額を記した特定個人A自筆のものである。その中の受取手形206,640円は、平成12年分の売掛金を平成13年売上げとして修正申告書を作成し、税金が発生するようにした（書証5の3頁ないし5頁）。

書証5の12頁、平成12年12月31日に受取手形768,835円を事業主貸としているが、この約手は、平成11年3月分の売掛金で同年8月2日事業用普通預金に入金となっている（書証19の1頁及び2頁）。平成11年度の会計処理を平成12年度に行い、手形残高の差異を合わせる目的で行った一部と推測できる（書証19の1頁ないし3頁）。同様に、消耗品137,813円を事業主貸への処理をしているが、鋼材の支払を受取手形で行い、手形残高の矛盾を減らす処理である（書証19の4頁）。

イ 平成16年の申告時売掛金が少ないことを指摘したが、特定商工会特定個人Aは、間違いないと受け付けなかった。平成17年より課税事業者となるので、来年に先送りするためと判断し16年の申告を済ませた。翌17年に、16年の売掛金が含まれているので、改めて説明を求めると同時に、会話を録音し証拠を残すこととした。しかし、

修正と更正の申告をするので資料を貸し出したところ、資料を改ざんし、簿記の知識がないため、真相の究明に時間が掛かった。

特定税務署特定職員Bもまた、発生主義で課税したとしているが、平成16年の売掛金は発生主義にはなっていない。平成16年12月20日までの12月分の売上げが抜け、締め後分にあたる21日から31日分を売掛金としている。そのため、自主納税をすると申告を認めることになるので、税務署、県税事務所、特定町役場に対して、差押え依頼をした。

今回、修正と更正の申告後、特定a警察に背任で告訴の相談に行ったときの様子や、特定企業Hから購入していた電池が代引きとなったり、増築工事をすると、リホーム詐欺を裁判所職員も共謀して行おうとした点からも、税金の差押えに関連があると想像に難くない。

脱税は、刑事犯罪だが背任も刑事犯罪であるばかりか、国の根幹が崩れる重大な問題であるから、何としても税金を自主納付しないものには、対応する態度と察しられる。

審査請求人は、事業を始めた年の平成2年分から、元税務署職員である特定税理士Iに平成7年分まで決算をお願いしていた。元税務署職員というので、正しく決算書を作成してくれるものと信じていたところ、平成3年の前払リース料を前払資産とせず、貸借対照表を作成しない。経費欄でリース料を減額し、前払リース料と本年経費にならないリースと記載して、前払リース料を計上したかのように説明した。平成4年貸借対照表の上部に、「今年は期末が記入されればよい」と記載してある点を考え合わせると、経費を減額し、税金が余分に発生する操作といえる。平成8年に特定税理士Iが死んだので、特定商工会に決算を依頼することにした。

平成7年分の税金は本当はもっと安かったと一部分直してあるが、このときより発生主義を現金主義に直し申告をしていた。しかし、約手があると、来年に受け取る分はその年度の売上げに計上しない（特定企業J11月分）。そのため、発生主義で申告をしていると思っている審査請求人と、売上金額が大きく異なるときなど、二重計上という手法を採ったと考えられる。また、現金主義のため、約手を帳簿から消すのに事業主貸の操作をしていたと推察される。逆に、売上げの金額が不足すると、事業主借で売上げを補う操作と推測する。審査請求人の現金出納帳には、事業主借に当たるものは利息だけである。商工会職員なり税務署職員とのやり取りを参照すると、だまそうとする意志があることが分かる。

なぜ刑事犯罪を堂々とできるのかは、対応した特定a警察署・特定b警察署の対応から判断するに、警察が検挙しなければ犯罪として成

立しないからできるのである。

ある警察官K（刑事）の事例を紹介する。Kは、特定c県警に入ったが、政治家の力で地元で異動扱いになる。Kの母親はゴルフ場に勤めていてゴルフ場のクシを2回渡した。子が刑事をしているのに少しは考えないのか、それとも刑事だからやるのか、受け取る刑事も刑事だ。多少のスピード違反とは質が異なる。しかし、今回の事例は、警察・検察（今回資料は出していないが相談に行く）に、告訴状を提出した特定b警察署には、Kの弟（刑事）が勤務していたので、特定b警察署が告訴状を受け取らないのとは関係ないとはいえない。なぜなら、彼は審査請求人にプライベートで「俺は警察官だ、ピストルで殺すぞ」と飲み屋に呼び出し言った男で、特定事件捜査当時彼は、特定d警察署に勤務していた。今回と反対のことは行えば冤罪が成立する。特定事件の公演を聞くと、報道に出ない公務員特別暴行罪に問われる話などが出てくるからである。

（添付証拠）

- 書証1 税務署へ「差し押さえ依頼書」を提出し、認否できない意思表示（3枚）
- 書証2 特定町役場へ差押え依頼で申告書を否認する意思表示（5枚）
- 書証3 特定県税事務所へ差押え依頼と同事務所の虚偽説明（6枚）
- 書証4 特定商工会特定個人Aが決算資料を借り出すための借用書（1枚）
- 書証5 特定商工会の回答と矛盾の資料（15枚）
- 書証6 特定商工会の自主記帳により作成の矛盾（9枚）
- 書証7 特定税務署が違法な行為を隠蔽するための不開示（5枚）
- 書証8 更正処分の異議申立てを却下するため指導及び補正要求（6枚）
- 書証9 修正申告が納税者自らの判断と責任においてしたと虚偽の回答（5枚）
- 書証10 国税不服審判所の裁決書謄本（9枚）
- 書証11 平成16年売掛金が特定職員B・特定個人Aと修正申告での差異（9枚）
- 書証12 修正申告により、平成14年売上げを平成13年売掛金とし二重課税を行う（8枚）
- 書証13 修正申告をしていない平成14年に経費を経費としない記帳（6枚）
- 書証14 平成13年の修正申告書を作成のため12年の決算書を

改ざん隠蔽（7枚）

書証15 平成2年から事業を始め、発生主義で申告したが、平成8年より現金主義に特定商工会が認可を得ず変更（19枚）

書証16 課税を認否しないため税金の差押えによる信用低下（5枚）

書証17 憲法にもある納税義務違反のためか、最高裁判所も行う違法行為（27枚）

書証18 平成16年売掛金問題を討論し発生主義ではあり得ない説明（3枚）

添付CD

特定個人A 17年申告時 経費を売掛金の差異と説明

特定職員B 平成16年売掛金を締め後の1,010,940円と説明（特定税務署が開示としたAとKに関わる）・発生主義で決算を行ったと説明しているが、12月分売掛金が漏れている

商工会の主張 間違いを誤っていると主張するが決算の方法は正しいと主張しているため、決算を一貫して認めていないので、異議決定の内容は当たらない

特定個人L 二重売上げ計上の説明 単年度の問題ではない

税務相談室 コピー（謄写）はさせない虚偽の説明

特定個人M 謄写はしないと虚偽の説明

国税不服審判所 閲覧と謄写で虚偽の説明

振興センター 犯罪を隠す絆を主張

特定a警察に告訴時 警察が税務署職員や商工会職員などを刑事事件として扱わない証拠

特定b警察署 同上及び冤罪防止には可視化の重要性を認識させる対応

裁判所 契約違反を問題にせず、訴訟請求金額を偽る判決やそれを正当化するように指導する書記官により犯罪が犯罪にならない証拠

ウ 平成2年より製造業を始め、特定税理士I（故人）のときから作業屑（鉄屑）が発生している。審査請求人は、屑の量が少ないので、特定場所にある特定企業Nという「屑屋」に持ち込んでいてお金はもらっていないので、その間は雑収入は発生していない（夫婦二人で営業していた頃）。開業当時より、父親に専従者として給料を払っていたのが、パートとして扱われ専従者控除がなされていない。

平成4年には1,220,000円に減額させられ、平成8年申告では父親の給料は計上せずアルバイトで緊急に頼んだ210,000円のみ計上する。そのようなとき、同業者より量が少なくても専門業

者に依頼すれば引き取りに来てくれると教わり依頼するようになった。年間1から2万くらいの雑収入が発生したが、父親への給料というにはあまりにも少ないが許してもらい渡していた。

よってそれは「脱税だろ」と言われればそのとおりで、税理士や商工会が給料を減額したり計上しないのは「背任だろ」と主張するが何と返答するのか。

審査請求人のように税金でやり合う変人はそうはいないと思うが、税理士や商工会の決算に不満を持っている人は少なからずいる。税理士から申告書をもって帰り、見直したとたんに電話したとか、几帳面な人で商工会を通して申告し、税務署が経費として認めず商工会に文句を言ったところ、税金を納めてくれとの一点張りなので納めたなどの話が世間にはある。

提出したCDに、税務相談室（元税務署職員）・国税不服審判所や税務署職員による虚偽の説明をしていけば、日本の国は負のスパイラルにかなり得ないと思うがいかがなものか（税金を払わず刑務所に入った人がいるらしい。）。

エ 特定個人Oが通産大臣時代に「正常な経済原則によらぬことをやっている方がおられた場合において、それが倒産して、また倒産から思い余って自殺するようなことがあっても、お気の毒でございますが、やむを得ないということをはっきり申し上げます。」と答弁した。しかし、最高裁判例によれば、「税理士が作成した申告であっても、本人がその責任の義務を負う。」とある。また、とある番組で、ある国会議員は、大蔵省幹部を前に税金は、「羊の群れが一匹二匹捕られても分からないように取る」ように話をしたという。

この点からも、審査請求人の決算申告の経緯や内容を正しく認識して、事業開始年度より申告を元税務署職員だった特定税理士Iに依頼し、その後、特定商工会に申告を依頼したが、どちらの決算申告書も内容に誤りがあり、その誤りは背任と言わざるを得なかった。背任で相談に行った特定a警察署の居留守問題、特定税理士Eが二重帳簿を作成し虚偽説明をしたこと、再度、特定商工会特定個人Lと確認をしたが、内容に誤りがあり、しかもその誤りは意図したものと云わざるを得ない。

正しい決算を作成してもらうため、他の税理士に相談したところ、特定県では作成してくれる税理士はいないとのことなので、平成20年3月3日（同月7日の誤りと認められる。）に特定税務署に対して、「差し押さえ依頼書」を提出した。

書証5の12頁にある虚偽仕訳の証拠として書証19の1頁ないし4頁を追加する。国税庁長官宛て審査請求書と一緒に提出した「差し

押さえ依頼書」は、受付印が捺印されていない書類のため、捺印のあるものを書証 20 として追加する。

(添付書証)

書証 19 書証 5 の 1 2 頁の内容が虚偽仕訳である証拠

書証 20 平成 20 年 3 月 3 日 (同月 7 日の誤りと認められる。) 付け「差し押さえ依頼書」

(2) 意見書

ア マイナンバーの実施により、過去に税金の差押えという国民の重大な義務に関して、違反したという事実のみが顕在する現状のため、その制度内容をよく理解できていない国民を商工会職員や税理士を用いて背任行為をさせ、過大に税の徴収を税務職員が行ってきたことを証明するものである。

全ての脱税を取り締まることが不可能なため、みなし脱税分として行っているか、国の予算を増やすためにも行っているのか不明だが、背任や虚偽の課税を隠蔽するために、警察・検察・裁判所の職員が一丸となって動いているこの日本という国を何と危険で情けない国にしようとしているのか (書証 28)。金を奪うために、いくら所持しているか分からないのに、殺人を犯す時代を成就させようとしているとしか思えない。

審査請求人の場合は、税金の差押えの事実があるから、リホーム詐欺で金儲けをしようとする元裁判官と共謀し裁判を起こし、それに答えるように特定地裁の裁判官・書記官及び職員が判例に反する判決を導く行為をした。特定高裁・最高裁も同様に地裁判決を支持しているが、情報が東ドイツを崩壊したと同様になる危険をはらんでいるので、今、審査請求人は監視をしている。しかし、アメリカ軍が開発したインターネット自体、コントロールできず、情報は秩序なく拡散する。行き着く先は、特定市役所放火事件のような危険な事態しか生まれえないと思うが、どのように考えているのか参考までに回答を頂きたい。

イ 平成 27 年 8 月 19 日付け不服申立ての理由の詳細 (4 枚)・同追記 (1 枚) 及び平成 27 年 10 月 13 日付け審査請求書の補正書 (12 枚) と、書証 21 (2 枚)・書証 22 (1 枚)・書証 23 (2 枚)・書証 24 (2 枚)・書証 25 (2 枚)・書証 26 (12 枚)・書証 27 (1 枚)・書証 28 (3 枚) と意見書で、税理士・商工会が行った一例を証明事例として陳述代わりに記載する。

(ア) 特定税理士 I

平成 2 年より事業を始め、申告は収入と経費の合計を出して行き、特定税理士 I の言われるまま記載していった。

平成 3 年申告書に前払リース料を記載し、経費となるリース料は

3, 981, 980円を2, 966, 980円に減額した(訂正の筆記は特定税理士Iの自筆)。正規に記載するならば, リース料3, 981, 980円とし, 貸借対照表に前払金として1, 015, 000円記載すべきである(書証22)。平成4年申告書4頁貸借対照表欄外に「本年度は期末が記入できれば良い」と記載してあることから, 意図して行ったと判断できる。

父親から同級生の特定税理士Iに, 申告を依頼するよう紹介されたが, 父親が専従者として働いているにもかかわらず, 専従者扱いにしていない。いつも, 「おう, 親父は年金もらっているか」, 「65歳からもらうそうです」と答えると, 「人間いつ死ぬか分からないから早くもらうように言え」と言っていた。

(イ) 特定商工会

平成8年分より, 特定商工会を通して申告をした。平成8年分は, 特定個人Lが行ったものだが, リース料が不足しているのと経費を前年分と称して減額する手口は, 平成18年に修正と更正の申告をしたときも特定商工会は行っている。

逆に売上げを上げるために, 書証5の3頁の説明では, 206, 640円は平成12年に売上処理したように回答している。しかし, 同6頁では, 206, 640円を平成13年の売上げとし, これを事業主貸にもっていく。427, 717円を平成13年の売掛金として売上げを追加計上しているが, 平成14年分申告を繰戻処理しているが, 平成14年分は更正の申告をしていない二重課税の処理をした(書証12の1頁ないし8頁)。

書証6の1頁で特定商工会は, 「自主記帳による出納帳等関係帳簿により月次処理, 決算書, 申告書作成処理を行い」と回答しているが, 同2頁の普通預金通帳では, 残高マイナスにはなっていない。特定商工会作成の総合仕訳帳ではマイナスがあり, 12月12日の2, 438, 750円が事業主借となっているので, 審査請求人のポケットマネーか裏金を入金したこととなる。

書証6の4頁は, 審査請求人が特定商工会に提出した現金出納帳で右端にある手書きの数字は特定個人Aの筆跡であるが, 事業主借の項目はない。しかし, 同5頁の特定商工会作成の総合仕訳帳では, 赤アンダーライン部の3月31日は事業主借で300, 000円が入金となり, 現金出納帳と残高が一致するが, 出納帳は普通預金より入金になったものである。同6頁ないし9頁は平成12年のゴルフ保険の処理問題である。同6頁は特定商工会作成の現金出納帳で, 4月30日に5, 010円を事業主貸の処理をしておき, 5月2日に損害保険の処理をする。同7頁ないし9頁は, 審査請求人が提出

した現金出納帳には、4月30日に事業主貸の処理はない。

なぜ、事業主貸と事業主借を商工会が用いるかといえば、事業主貸と事業主借は、その年度で相殺されるから、売上総額を上げずに同じ効果があるからだ。

ウ 書証10は、国税不服審判所の裁決書謄本である。同6頁には、国税不服審判所の意図が表れているので記載する。

「請求人は、上記各青色申告決算書の誤りについて主張するので、以上を前提に、まず、平成13年分青色申告決算書についてみると、確かに、減価償却費の計算の「未償却残高」欄に記載された金額と貸借対照表資産の部の機械装置、車両運搬具及び工具器具備品の「期末」欄の金額との間に整合性はないものの、減価償却費の計算の「本年分の償却費合計」欄の計算に誤りはなく、(中略)平成13年分青色申告決算書の過誤は、同年分の税額の計算に影響を与えないものということができる。」

書証13の5頁の減価償却費の計算と6頁の貸借対照表(平成13年分)に記載してある機械の未償却残が157,460円合わないのは、2頁の総勘定元帳(決算)で経費としないで事業主貸で処理したからである。経費を経費にならない事業主貸で行うのを、国税不服審判所長は、税額の計算に影響がないと信じ難い主張をしている。特定職員Pの閲覧と謄写は同じという説明(CD)といい、国税不服審判所の方向性を示していると思われる。それは、国税不服審判所には、元裁判官・元検事・弁護士が在籍している話をしてくれたこととつながる。

エ 特定職員Bの虚偽について

書証11の1頁ないし4頁は、特定職員Bが作成し残していったもので、平成16年の売掛金1,010,940円が当初申告時の数字である。しかし、同6頁ないし9頁で特定商工会特定個人Aは、誤りであることを認めているばかりか、審査請求書の補正書の中で反訳した10頁に同額を計上していることはCDを視聴してもらえれば事実か判断できる。この売掛金計上は、現金主義にも発生主義にも該当しない計上の仕方である。

オ 最後に、いつも見直しすると嫌になる、あまりにも内容がだまそうとする意思が強く感じられるからである。

提出書証

書証19 2頁の代金取立手形明細(差替分1枚)

書証21 特定商工会青色申告会会員名簿(特定個人企業Qに関する部分のみ2枚)

書証22 前払リース料を支払った事実と特定税理士Iの虚偽の証

明（１枚）

書証 2 3 平成 1 8 年分更正通知書（２枚）

書証 2 4 平成 1 8 ・ 2 0 年分が充当された証拠（２枚）

書証 2 5 充当の内訳書（特定記号番号）（１２枚）

書証 2 6 未納国税等の内訳（１２枚）

書証 2 7 青色申告者に対して更正をするときは具体的な理由を付記しなければならないが特定税務署はしない証明（１枚）

書証 2 8 特定地方検察庁が相手にしなかった証明（３枚）

書証 2 9 特定個人企業 Q 確認の反訳書（４枚）

C D 題・「特定個人企業 Q 確認」（１枚）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、開示請求者（審査請求人）が「平成 2 0 年 3 月 7 日に提出した差し押え依頼書」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件文書は文書保存期間が満了し、既に廃棄しているとして、平成 2 7 年 6 月 1 9 日付け特定記号 1 - 2 6 9 により、法 1 8 条 2 項の規定に基づき不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 処分庁は、審査請求人の申出から、「平成 2 0 年 3 月 7 日に提出した差し押え依頼書」（本件文書）を本件対象保有個人情報が記録された文書として特定した。

(2) 本件文書

本件文書は、当時国税を滞納していた審査請求人から処分庁に対して提出されたものであり、滞納処分票に編てつされていたものと考えられる。

滞納処分票は、滞納者ごとの滞納税額の管理状況等をファイルにした行政文書であり、①現在国税を滞納している事案に係る滞納処分票、②納付等により滞納が完結した事案に係る滞納処分票、③滞納処分が停止され、その後納税義務が消滅した事案に係る滞納処分票がある。

このうち①について、審査請求人に係る滞納国税は、平成 2 1 年 3 月に完結しており、現在滞納がないことが処分庁において確認されていることから、該当する文書は存在しない。

また、③については、審査請求人に係る滞納国税について、滞納処分の停止を行い、それに伴って納税義務が消滅した事実はない。

したがって、仮に本件文書に関する滞納処分票が存在するとすれば、②の区分によって保存していることになる。

(3) 行政文書の保存期間について

本件文書に係る処分庁における行政文書の保存期間は、当時の規定である平成12年5月24日付け国税庁訓令第1号「国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令」34条の「保存期間」により規定されている。

上記②の納付等により滞納が完結した事案に係る滞納処分票の保存期間は、登記・登録のある差押え、換価・取立のあるものについては5年、差押え等があるものについては3年、保存期間が5年又は3年以外のものについては1年とされており、保存期間満了後は廃棄することとされている。

(4) 本件文書の存否について

審査請求人に係る滞納国税は平成21年3月に完結しており、差押え、換価・取立を行った事実はない。このことを上記(3)の訓令に照らせば、本件文書が編てつされた滞納処分票は、保存期間が会計年度で1年であり、保存期間の起算日は平成21年4月1日、保存期間の満了日は平成22年3月31日となり、既に保存期間が満了しているといえる。

さらに、処分庁を通じて、廃棄目録から、保存期間の起算日が平成21年4月1日から開始される完結滞納処分票及び関係書類等のうち、「完結処分票及び関係書類（保存期間が5年又は3年以外のもの）」について、平成22年3月31日に保存期間が満了し、廃棄されていることを確認している。

また、本件開示請求を受け、処分庁において上記文書を探索し、審査請求後にも諮問庁において再度探索したが、その存在は確認されなかった。

したがって、本件文書に関する滞納処分票は既に保存期間が満了しており、廃棄されたものと認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件文書については、行政文書の保存期間満了に伴い廃棄されているので、本件文書に記録された本件対象保有個人情報不存在として開示しない旨の決定をした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①平成27年11月17日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年12月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④平成28年5月12日 | 審議 |
| ⑤同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としている。

これに対する審査請求人の審査請求の趣旨及び理由は判然としないが、審査請求書及び意見書の全体の記載から、本件対象保有個人情報を開示するよう求めているものと解するほかないから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件文書は、平成20年3月7日に審査請求人が特定税務署に提出したとする「差し押さえ依頼書」であるが、その保存がないため、その提出の有無については明らかでないものの、審査請求書に添付された書証1の2頁目の平成20年3月7日付けの「差し押さえ依頼書」に特定税務署の同日付けの收受印及び控印があることから考える限りでは、これと同じものが当時特定税務署に提出されたものと考えられる。

イ 徴収事務提要（平成25年4月1日付け徴徴2-13ほか16課共同「徴収事務提要の制定について」の別冊）では、滞納者から提出のあった申立書等は、当該滞納者に係る滞納処分票に編てつして保管することとされている。この取扱いは、審査請求人が本件文書を提出したとする日付である平成20年3月7日時点も同じであるため、本件文書は、審査請求人の滞納処分票とともに編てつされていたものと考えられる。

ウ 滞納処分票は、差押調書や照会文書など、滞納整理を通じて作成、収集又は受領した各種文書等を滞納事案ごとに一体として編てつしたものであり、滞納の状態に応じて、①現在国税を滞納している事案に係る滞納処分票、②納付等により滞納が完結した事案に係る滞納処分票、③滞納処分が停止され、その後納税義務が消滅した事案に係る滞納処分票がある。

そして、滞納処分票の保存期間は、差押え、換価・取立ての有無等により、5年、3年又は1年とされているが、審査請求人に係る滞納国税に対しては、差押え、換価・取立を行った事実はなく、当該滞納国税は、審査請求人の平成20年分の申告所得税の還付金が充当されて平成21年3月に完結しているため、審査請求人の滞納処分票は、旧国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令（平成12年5月24日付

け国税庁訓令第1号，平成23年4月1日廃止，以下「旧訓令」という。）の別表4（国税庁行政文書保存期間一覧表）に掲げる「完結滞納処分票及び関係書類（保存期間が5年又は3年以外のもの）」に該当し，その保存期間は1年である。

審査請求人に係る滞納国税は平成21年3月に完結しているため，審査請求人に係る滞納処分票の保存期間の起算日は平成21年4月1日，満了日は平成22年3月31日であり，開示請求を特定税務署で収受した平成27年6月2日時点においては既に保存期間が満了している。

エ 保存期間満了後の措置について確認したところ，廃棄目録において，審査請求人の滞納処分票が属する「完結処分票及び関係書類（保存期間が5年又は3年以外のもの）」は，平成22年6月3日に廃棄されている事実が確認された。

オ 念のため，本件対象保有個人情報については，本件開示請求を受けた際及び審査請求を受けた際に特定税務署において探索を実施したが，その保有は確認できなかった。

したがって，本件対象保有個人情報を特定税務署において保有しているとは認められない。

(2) 諮問庁から徴収事務提要，旧訓令及び廃棄目録の提出を受け，当審査会において確認したところ，事務提要及び旧訓令の定め及び廃棄目録の記載内容は諮問庁の上記(1)イないしエの説明のとおりと認められるから，本件文書が審査請求人の滞納処分票とともに編てつされ，保存期間満了により廃棄されたとする諮問庁の説明は是認でき，これを覆すに足る事情は認められない。

そして，諮問庁が念のため実施したとする上記(1)オの本件対象保有個人情報の探索も不十分とはいえないから，特定税務署において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，特定税務署において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子